

※この法令は廃止されています。

平成二十八年国土交通省令第六十七号

被災地域境界基本調査図及び被災地域境界

基本調査簿の様式を定める省令

調査法施行令
(昭和二十七年政令第五十九)

第一二条第一項の規定に基づき、被災地域境界

基本調査図及び被災地域境界基本調査簿の様式を定める省令を次のようて定める。

定める省令を次のとおりに定める。

國二讀會於行年（昭和二十二年正月）第三
九号）第二条第二項の国土交通省令で定める地

籍基本調査図及び地籍基本調査簿の様式のう

ち、被災地域境界基本調査作業規程準則（平成

二十八年国土交通省令第六十六号) 第二十八条に規定する被災地域境界基本調査図及び被災地域境界基本調査簿の様式は、別記様式第一及び別記様式第二に定めるところによるほか、地籍図の様式を定める省令(昭和六十一年総理府令第五十四号)に定める地籍図及び地籍簿の様式を定める省令(昭和五十三年總理府令第三号)に定める地籍簿の様式の例による。

別記様式第一 被災地域境界基本調査図様式

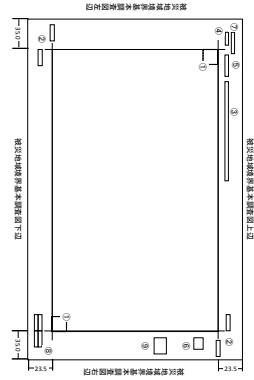
固 分	規 定	規 定	規 定の表示方法	
			規格記号	規格記号
基本三角孔 薄肉孔(底付)	△	△	0.2	0.2, 1.0, 3.0等の数字で、右に記入。
薄肉孔を左へ 傾けた基本孔	△ ↗	△ ↗	0.2	0.2, 1.0, 3.0等の数字で、右に記入。 △の横に ↗の記号を付ける。もしくは↑とする。
基本多角孔	○	○	0.2	○の横に記入。
傾けた基本孔	○ ↗	○ ↗	0.2	○の横に ↗の記号を付ける。

別記様式第一 被災地域境界基本調査簿様式

第2部 情報 防災減災情報基本資料	第3部 情報 防災減災情報 防災減災情報 防災減災情報
1 火災災害情報に表示する整備事項は、次のとおりとする。 ①防災用消火栓 ②消火栓 ③消火栓取扱い装置 ④消火栓取扱い装置の名前 ⑤消火栓取扱い装置の名前	備考欄(火災用消火栓 用消火栓取扱い装置 と要點)
2 整備事項を表示する位置は、おおむね次に掲げる図面によるものとする。 (図 例)	

第2部 整備 1 换気減速装置	整備計画図に表示する整備事項は、次のとおりとする。
構造点検 地盤変動による荷重 と変動量	

隣接図筋番号見出図
2 整備事業を表示する位置は、おおむね次に掲げる図例によるものとする。
(図例)



- ①水田水路
②稻作地の屋根植物
③被災地被災地基本調査図の名称
④屋根番号
⑤樹木系の名称
⑥被災区域図出図
⑦右記整理表題名
⑧左記整理表題名(被災地被災地基本調査図の縮尺を含む)
⑨隣接町村番号出図

別記様式第三 被災地域境界基本
(表紙様式)

都市区
町
大字

この省令は、公布の日から施行する。